

その他

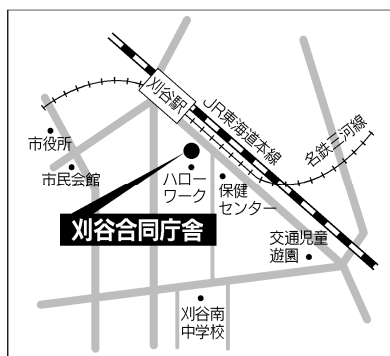
土地・建物の登記や 供託・人権擁護などの 事務のことは

名古屋法務局刈谷支局へ

高浜市、知立市、刈谷市、安城市および碧南市内のすべての土地・建物の登記や、会社・法人の登記に関する事務は、平成16年9月21日から名古屋法務局刈谷支局で取り扱っており、所在が刈谷市若松町一丁目46番地1（刈谷合同庁舎）に移転しておりますので、お間違いないようお願いします。

また、平成17年4月1日から高浜市、知立市、刈谷市、安城市および碧南市の戸籍・国籍・供託・人権擁護事務も取り扱っております。

なお、名古屋法務局刈谷支局内の人権擁護委員室で、毎週月・水・金曜日の午前10時から午後4時までの間、刈谷人権擁護委員協議会に所属する人権擁護委員が人権相談所を開設しています。



問合せ先

名古屋法務局刈谷支局

☎21-00860

9月1日に金融機関 一斉防災訓練を 実施します

（東海地震警戒宣言発令時には、窓口業務が停止されます）

高浜市内の銀行、信用金庫、信用組合、農協などのすべての民間金融機関（郵便局、公的金融機関を除く）では、9月1日（金）の「防災の日」に、愛知県下東海地震防災強化地域内金融機関の一斉訓練に合わせて、原則、午前10時30分から5分程度店舗の主要シャッターの一部を閉鎖するなどの「一斉防災訓練」を実施します。

「警戒宣言発令時には窓口業務が停止され、一部の店舗内A

TM以外は稼動しない」（警戒宣言発令時の取扱決定事項）ことを広く知ってもらうことが目的です。

訓練実施時には、別の通用口が確保され、ATMを含め業務は平常どおり実施されます。店舗によっては、シャッターを閉鎖しない、あるいは、半分のみ閉鎖される場合もあります。

警戒宣言時の具体的な対応については、お取引の金融機関におたずねください。

「存じですか

声の広報・点訳広報

市からの情報を多くの方に知っていただくため、ボランティアの皆さんの協力により、「広報たかほま」の内容を抜粋し朗読（音訳）または点字でお知らせしています。

視覚に障害のある方（家族を含む）で利用を希望する方は問い合わせてください。

図書館での貸し出しも行っていきます。

障害のある方のほか、忙しくて広報に目を通すことがない方も耳からの情報として活用してください。

問合せ先

両市民生活グループ

☎52-11111（内線269）

市立病院 診療体制変更のお知らせ

午後の救急患者対応について

平日午後の診療については、急傷病の患者しか診察できません。
あらかじめ電話（☎52-5522）で受診可能かどうか、ご確認をお願いします。

夜間の救急患者対応について

8月1日以降、午後10時から翌朝午前6時までの間は休診となります。
急傷病の患者については、近隣の救急医療を行っている医療機関へ行っていただくか、救急医療情報センター（☎36-1133）へ専門医が診察を行っている医療機関をお尋ねいただき、早急に対応していただきますようお願いいたします。

病院事業経営改革検討委員会を傍聴しませんか。

とき 8月10日(木) 午後2時～
ところ 市立病院地下会議研修室

問合せ先 ☎52-5522（内線201）